

令和4年度 医療に関する税制要望(項目)

令和3年8月

公益社団法人日本医師会

○医療経営

- 1 社会保険診療等に係る消費税について、一定の医療機関においては従前通り非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、消費税負担の大きな医療機関においては軽減税率による課税取引に改めることを含め、見直しを検討すること。

- 消費税 -

- 2 医療を承継する時の相続・贈与に係る税制の改善。
 - (1) 医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設。
 - (2) 医療法人の出資の評価方法の改善。
 - (3) 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設等。
 - (4) 認定医療法人制度の拡充。
 - (5) 出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善。
 - (6) 個人版事業承継税制の改善。

- 相続税・贈与税・所得税 -

- 3 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の存続。

- 事業税 -

- 4 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税の存続。

- 事業税 -

- 5 訪日外国人患者の増加に対応する所要の税制措置。

- 法人税・相続税・贈与税・固定資産税 -

○勤務環境

6 少子化対策及び、病院等に勤務する医療従事者の子育て支援並びに勤務環境を改善するため、下記の措置を講ずること。

- ・ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を講ずること。

- 所得税 -

○健康予防

7 たばこ税の税率引き上げ。

- たばこ税・地方たばこ税 -

8 指定運動療法施設の認定要件の見直し－医療費控除の対象の見直し。

- 所得税 -

○医療施設・設備

9 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。

- 所得税・法人税 -

10 医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税についての所要の税制措置。

(1)生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えること。

(2)医療機関が取得する新規の器具・備品や建物附属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税軽減措置を全国一律の要件で適用する措置として講ずること。

(3)固定資産税の償却資産の申告期限を法人税申告期限と統一すること。

- 固定資産税 -

11 医師少数区域等に所在する医療機関の固定資産税・不動産取得税に係る税制措置の創設。

- 固定資産税・不動産取得税 -

12 医療機関の防災・減災対策を支援するため、以下の措置を講ずること。

(1) 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

(2) 中小企業防災・減災投資促進税制について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えること。

- 所得税・法人税・固定資産税・不動産取得税 -

13 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の拡充。

- 不動産取得税・固定資産税 -

○その他

14 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。

- 所得税・法人税 -

15 公益法人等に関わる所要の税制措置。

(1) 医師会について

開放型病院等の法人税非課税措置の拡充、開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。

(2) 公益法人等への課税強化を行わないこと。

(3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

- 所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・不動産取得税 -

16 社会医療法人・認定医療法人等の認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し。

- 法人税・相続税・贈与税・固定資産税 -

17 新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関・医療従事者に対する税制措置。

- 所得税・法人税・贈与税・固定資産税 -

18 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する税制措置。

- 所得税・法人税・住民税・法人住民税・事業税・固定資産税・他 -